

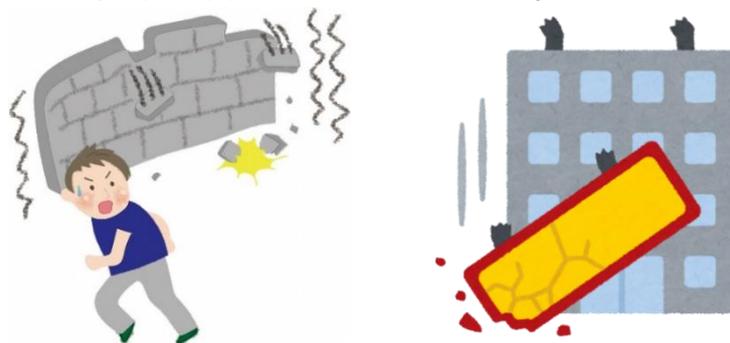
## 建築物防災週間（令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 3 月 7 日）

建築物防災週間は、建築物の防災対策への関心を高めることにより、災害に対する備えを一層充実強化することを目的として、例年 2 回（秋季・春季）、全国的に実施しています。

（秋季） 8 月 30 日から 9 月 5 日

（春季） 3 月 1 日から 3 月 7 日

○建物の所有者等は、建物、敷地、擁壁、門扉等を常時安全な状態に維持する責任があります。特に落下物やブロック塀等の倒壊は、他者を巻き込む重大な事故に繋がりますので、専門機関へご相談ください。



○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建物は耐震性が低いため、耐震診断や建替え等について専門機関へご相談ください。



○カーポート、洗濯物干場、プレハブ小屋などを建てる前は、原則、建築確認が必要です。不適法な建物は撤去が必要な場合もありますので、事前に建築指導課へご相談ください。



お問い合わせ／ 建築指導課（内線 2654）